



# NOSAI からのお知らせ



## 令和2年4月からの 建物共済の仕組改訂について

日頃は、農業共済の建物共済にご加入いただきましてありがとうございます。令和2年4月以降に発生した事故に対して以下のとおり補償内容が充実します。**これに伴う契約内容の変更手続きや掛金の変更はありません。**現加入者および令和2年4月以降新たに加入される方に適用されます。

### 失火等により類焼した場合

共済の対象から発生した火災などによって他人の所有物に損害が生じた場合は、類焼先へのお見舞金として1被災世帯あたり20万円（1回の事故につき火災共済金額の20%を限度）の失火見舞費用共済金をお支払いしていましたが、令和2年4月1日以降は、1被災世帯あたり**50万円に拡充**します。



失火等により類焼した場合  
1被災世帯あたり**20万円**の  
失火見舞費用共済金をお  
支払いします。



失火等により類焼した場合  
1被災世帯あたり**50万円**の  
失火見舞費用共済金をお  
支払いします。

### 建物の専用水道管が凍結して破損した場合

共済の対象である建物の専用水道管の凍結により破損（注）した場合は、水ぬれ損害が発生しなくても、水道管凍結修理費用に相当する金額を**水道管凍結修理費用共済金（1回の事故につき10万円を限度）**としてお支払いします。

（注）給排水設備の事故による水ぬれ及びパッキング部分のみの損害を除く。



建物の専用水道管が凍結して  
破損した場合、水ぬれ損害が  
発生しない場合は、共済金の  
お支払いができません。



建物の専用水道管が凍結して  
破損した場合、水ぬれ損害が  
発生しない場合でも、  
**水道管凍結修理費用共済金**  
をお支払いします。

約款につきましては当組合のHPをご確認ください。⇒



お問い合わせ先 愛知県農業共済組合

尾張支所 ..... TEL (052) -204-2412 西三河支所 ..... TEL (0566) -77-3220  
尾張支所 海部津島出張所... TEL (0567) -66-1711 東三河支所 ..... TEL (0531) -24-1789  
尾張支所 半田出張所..... TEL (0569) -25-4451 東三河支所 豊川出張所 ... TEL (0533) -84-7300